令和２年９月農業委員会総会議事録

令和2年9月24日午後3時00分、令和2年9月農業委員会総会を弘前市役所前川新館3階大会議室に招集する。

出席委員 22名

1番	岩谷　裕子	委員	3番	三上　幸雄	委員	5番	白濱　不二男	委員
6番	成田　繁則	委員	7番	小林　政貴	委員	8番	三上　悦治	委員
9番	平井　秀樹	委員	10番	進藤　司	委員	11番	石岡　千鶴子	委員
12番	棟方　健	委員	14番	小田桐　明	委員	15番	奥元　勝義	委員
16番	髙橋　貴志	委員	17番	須藤　秀人	委員	18番	大湯　茂八郎	委員
19番	伊藤　公正	委員	20番	兜森　弘義	委員	21番	小嶋　勇成	委員
22番	藤田　善明	委員	23番	前田　優考	委員	24番	町田　高司	委員
25番	佐藤　剛郎	委員						

欠席委員　4名

2番	成田　忠光	委員	4番	佐藤　耕一	委員	13番	木村　芳文	委員
26番	山内　知人	委員						

出席事務局　8名

事 務 局 長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地係長	澤田　明人
事務局農政係長	藤田　文明	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局主事	佐藤　久明

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第57号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第58号　農地転用許可に係る意見について
議案第59号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第60号　農用地利用集積計画の決定について
議案第61号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第62号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第63号　農地・非農地の判断について

報告第27号　農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第28号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第29号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 2 年 9 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 2 番成田忠光委員、4 番佐藤耕一委員、13 番木村芳文委員、26 番山内知人委員の 4 名であります。ただいまの出席者数は 22 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。10 番進藤司委員、11 番石岡千鶴子委員、12 番棟方健委員以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

議　　長　それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 57 号を議題といたします。議案第 57 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 57 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 11,219 ㎡、畑 10 件 96,776 ㎡、合計 13 件 107,995 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 29,750 ㎡、畑 38 件 272,991.53 ㎡、合計 40 件 302,741.53 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 9 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、木村芳文委員長、平井秀樹委員、石岡千鶴子委員、小田桐明委員、それに私、棟方であります。3 条許可申請について、新規就農 4 件についての事情聴取を行いました。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 91 番について申し上げます。譲受人は、7 年ほど前から父のりんご畑で農作業に従事しており、今後は専業農家として独立したいという思いがあり、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。10 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 108 番について申し上げます。借受人は、これまでも農家である実家の農作業に従事しており、今回、農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんご・水稲・野菜を栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。14 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 117 番について申し上げます。借受人は、これまでも親戚のりんご畑で農作業に従事しており、今回、農地を借

調査副委員長	り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も親戚の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 138 番について申し上げます。借受人である法人の代表取締役は、西日本で酪農やレモン栽培をする農地所有適格法人であり、今回、農地取得の機会ができたため、東北地方での果樹栽培に事業を拡大するために法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、今後は知人の指導の下、りんご・シャインマスカットを栽培していくということであり、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
石岡千鶴子委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （石岡千鶴子委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 9 ページ、使用収益権関係、受付番号 104 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	使用収益権関係、受付番号 104 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 57 号のうち、使用収益権関係受付番号 104 番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。 （石岡千鶴子委員着席）
議　　長	それでは、議案第 57 号のうち、使用収益権関係、受付番号 104 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 57 号のうち、使用収益権関係、受付番号 104 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 57 号のうち、使用収益権関係、受付番号 104 番を除く申請については、許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第 58 号を議題といたします。議案第 58 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　25 ページをお開き願います。議案第 58 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑 3 件 953 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。27 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号 3 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農業用施設等」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 4 番は、農地区分が第 3 種農地で、原則許可となる農地区分です。受付番号 5 番は、農地区分がその他の第 2 種農地であり、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替土地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 58 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 58 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 58 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 59 号を議題といたします。議案第 59 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　29 ページをお開き願います。議案第 59 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 3 件 410.21 ㎡であり

事務局次長　ます。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。31 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 10 番について、報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 10 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定である「既存施設の 2 分の 1 以内の拡張」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 11 番は、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替土地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。受付番号 12 番は、第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定である「周辺居住者の施設等で、集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 59 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 59 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 59 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 60 号を議題といたします。議案第 60 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　33 ページをお開き願います。議案第 60 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 7,865 ㎡、畑 1 件 1,216 ㎡、合計 4 件 9,081 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 9 件 61,030 ㎡、畑 2 件 18,272 ㎡、合計 11 件 79,302 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田 9 件 61,030 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。36 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 52 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。38 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 38 番から、42 ページ 46 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 60 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 60 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 60 号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 61 号を議題といたします。議案第 61 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　43 ページをお開き願います。議案第 61 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 10,604 ㎡、畑 4 件 9,196 ㎡、合計 7 件 19,800 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 11 件 34,637 ㎡、畑 1 件 1,487 ㎡、合計 12 件 36,124 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 11 件 34,637 ㎡であります。今回提出されました 19 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 7 件、貸借 12 件が整ったものであります。48 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 12 番から、50 ページ 22 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 61 号の計画案について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 61 号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 61 号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 62 号を議題といたします。議案第 62 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　51 ページをお開き願います。議案第 62 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、用途変更が 1 件 3,346 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。53 ページをお開きください。用途変更、整理番号 1 番については、農業用施設用地への変更であり、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 62 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 62 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案 62 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第 63 号を議題といたします。議案第 63 号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　55 ページをお開き願います。議案第 63 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4(1)、(2)及び「住宅の敷地に

事務局次長　付随する土地において花きや野菜等の作物の栽培が行われている場合の農地法の適用について」に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田 10 筆 10,632 ㎡、畑 26 筆 27,655 ㎡計 36 筆 38,287 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。57 ページをお開きください。番号 1 番から 25 番の土地は、農地法の運用について、第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当し、26 番から 58 ページ 35 番の土地については、第 4 (4) イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。また、58 ページ 36 番の土地については、宅地に隣接する登記地目が畑である土地ですが、農林水産省経営局長通知である「住宅の敷地に付随する土地において花きや野菜等の作物の栽培が行われている場合の農地法の適用について」の通知内容である土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ると認められない場合に該当することから、非農地が妥当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 63 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

三上悦治委員　議長、質問。

議　　長　8 番三上委員。

議　　長　36 番については初めてなので詳しく伝えてください。

事務局農地係長　説明します。農林水産省からの局長通知がありまして、今まではなかったものです。住宅の敷地があります。その隣に農地がくっついている場合に、そこの農地を買う人は農家でなければ買えなかったのですが、そこの住宅の敷地と一緒に売買する場合に非農地と判断するというような通知です。以上です。

議　　長　他にご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 63 号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 63 号は番号 1 番から 36 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

議　　長　　次に、報告第27号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　59ページをお開き願います。報告第27号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。

事務局次長　　今会議に報告されました件数と面積は、田4件42,613㎡、畑9件119,433㎡、合計13件162,046㎡であります。なお、届出理由につきましては61ページから63ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第27号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第28号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　65ページをお開き願います。報告第28号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が畑1件246㎡であります。なお、届出理由につきましては、67ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第28号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第29号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　69ページをお開き願います。報告第29号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田10件52,066㎡、畑3件8,940㎡、合計13件61,006㎡であります。なお、解約理由につきましては、71ページ及び72ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第29号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時44分］